

今年の梅雨入りは6月5日(近畿地方)でした。じめじめとした日本の夏がやって来ました。もう50回以上経験した季節ですが、やはり慣れるということはないですねえ。とはいえこの季節の雨が稲作には欠かせないことを思うと、有難い季節でもあります。またこうした季節があるからこそ、春や秋はもちろん、冬の寒さも素晴らしく感じられるのかも知れません。四季のある国に生まれたのはやはり幸福なのでしょうか。

それでは今月もよろしくお付き合いください。

□===== [理論解説] =====□

前回空想から発想した逆立ちした理論である観念論的社会契約論が、今日の社会を支えている精神的支柱ともなっているということを指摘して終わりました。今回からしばらく、観念論的社会契約論が今日の社会にとってどのような存在となっているのかについてご一緒に見ていきます。

まず一般的な観念論的社会契約論の評価についてみてみましょう。

甲田烈氏は『手にとるように哲学がわかる本』という著書の中で、現代社会の人びとの暮らしが社会の決めたルールや国の定めた法律によって成り立っているとしたうえで、

「では、社会や国家は何を根拠に、そのようなことができるのでしょうか。」
[140頁]

という問題を提起し、その根拠を社会契約に求めたホッブズ、ロック、ルソーらの社会契約論を紹介しています。氏はこうした社会契約論が生み出された背景として、

「しかし、とりわけ名誉革命(1688年)からフランス革命(1789年)に至る時代に、ヨーロッパでは交易による富の蓄積を背景として、新興階級としての市民(ブルジョワ)が勃興し、新しい社会や国家のあり方が求められていたのです。」[140頁]

と紹介しています。まさに今日の、いわゆる「市民社会」を成り立たせている基本的な理論として、社会契約論は位置づけられているということです。

ジョン・ロックの思想的影響を、

「ロックの自然法および国法思想が、近代人権宣言にその影響を及ぼしたことは、今日、ひろく承認されているといつてよい。」(『基本的人権の歴史』、有

斐閣新書、東京、1979 年、7 頁)

とする種谷春洋氏の評価や、加藤節氏の『統治二論』の解説に記された次の一文、

「『統治二論』、特にその後編は、アメリカ独立宣言やフランス革命に政治的想像力の一つの重要な源泉を提供することによって、現実の歴史の動向にさえ実践的な影響を与えた」[595-596 頁]

などをみるなら、その今日的な影響は明らかです。

またルソーの思想についても、中山元氏が『社会契約論』の解説の中で、
「フランス革命はルソーが『人間不平等起源論』と『社会契約論』で提示した人民主権の原理を、それぞれの党派なりに実現しようと試みることで進められていったのだし、日本の明治時代の自由民権運動も、中江兆民が『社会契約論』を訳した『民約訳解』の大きな影響のもとに模索されたのだった。ロックの『市民政府論』がアメリカ独立の精神的な支柱になったとすれば、ルソーの『社会契約論』はフランスを始めとして、多くの諸国の主権在民論の理論的な土台となったのである。」[572 頁]

と述べておられるように、今日の現実の国家の基本的な枠組みを形作っていると評価してよいでしょう。

ところで、ヨーロッパ近代の自然権論(つまり観念論的社会契約論)と現代の基本的人権論は異なるものだという議論があります。観念論的社会契約論が今日の社会に与えている影響を論ずるならば、この点についても確認しておく必要があるでしょう。両者にはどのような違いがあると言われているのか。

簡単にいうと生存権という概念が認められているか否かの違いだというのが専門家の見解です。例えば浜林正夫氏の次のような見解を見てみましょう。まず浜林氏は、人権のうちで生存権の財産権に対する優越を主張したという遅塚忠躬氏の研究成果を紹介しつつ、

「しかしこのロペスピエールの提案は、革命が最高潮にあったジャコバン政権のもとにおいてさえ、とりいれられなかった。生きる権利よりも財産権の方が重視されたのである。それは人権宣言がブルジョアの革命の人権宣言であったということから生ずる必然的な限界であったというべきであろう。」[浜林正夫、『人権の思想史』、吉川弘文館、東京、53 頁]

と述べて、近代の社会契約論を批判しつつ、次のように述べて現代の基本的人権論の特徴を指摘しておられます。

「大ざっぱな流れでいえば、救貧法(日本では一八七四年の恤救(じゅっきゅう)規則)のような慈善的貧民救済や、工場法のような労働者保護法から、もっとひろく、国民全体の生活保障へという方向をたどることができるであろう。そ

れは「生きる権利」を抽象的な空文句にとどめず、この権利に物質的裏付けを与えようとするのであって、憲法学で「生存権」というときにはこの社会保障をうける権利をさすが、これが権利として自覚されるようになったのは第二次世界大戦以後のことである。」〔前掲書、183 頁〕

またより端的には、石川康宏氏が「分岐に立つ日本社会—9 条改憲か日本国憲法段階の市民の意思か」という論文の中の次の一文がそうした主張を明確に表していると言えるでしょう。

「こうして、国家が一人ひとりの自由を守るだけではなく、ひとたるに値する生活の保障をする国民の社会権が含まれている憲法を「現代憲法」と呼びます。近代の自由権から、現代の自由権＋社会権への発展ということです。」〔『平和運動』2018 年 3 月号、6 頁〕

こうした議論を要約すれば、自然権に生存権が加えられたことで今日の基本的人権論が成立してきたという事になるのでしょうか。しかし、それは本質的な変化と見做しうることでしょうか？

ここで少し学問的な定義をする必要が出てきました。ここまで無批判に使ってきた「権利」という概念がどういうものか、きちんと定義しなくては、議論を先に進めることができません。少し横に議論がそれますが、この問題について見ておくことにします。

さて改めて問うてみましょう。権利とは何でしょうか。まずは観念論的社会契約論者たちの言うところを振り返ってみましょう。

ルソーは『社会契約論』の中で次のように述べています。

「まず人間が社会契約によって失ったものは、自然状態のもとで享受していた自由であり、彼が気に入りに、しかも手にいれることができるものなら何でも自分のものにすることのできる無制限の権利である。人間が社会契約によって獲得したもの、それは社会的な自由であり、彼が所有しているすべてのものにたいする所有権である。失ったものと新たに入手したものの損得について思い違いをしないためには、〔ここで比較した二つのものの〕違いを明確に理解する必要がある。まず自然状態のもとで享受していた自由は、その人の力によって左右されるだけだが、社会的な自由は一般意志による制約をうけるという違いがある。また〔自然状態での所有は〕力による占有か、先に占有した者に認められる所有であるが、〔社会状態での所有は〕法律で認められた権原に基づいて初めて成立する所有であるという違いがある。」(50 頁)

簡単に要約すると、自然状態における“お互いに切り取り放題・取り放題の

自由”を手放して、社会契約を通して相互に承認し合う“所有権”を手に入れたのだと述べているわけです。

ロックは『統治二論』において次のように述べます。

「八七　すでに示したように、人間は、生まれながらにして、他のどんな人間とも平等に、あるいは世界における数多くの人間と平等に、完全な自由への、また、自然法が定めるすべての権利と特権とを制約なしに享受することへの権原をもつ。それゆえ、人間には、自分の固有権、つまり生命、自由、資産を他人の侵害や攻撃から守るためだけではなく、更に、他人が自然法を犯したときには、これを裁き、その犯罪に相当すると自らが信じるままに罰を加え、自分には犯行の凶悪さからいってそれが必要だと思われる罪に対しては死刑にさえ処するためにも、生来的に権力を与えられているのである。しかし、政治社会は、それ自体のうちに、固有権を保全し、そのためにその社会のすべての人々の犯罪を処罰する権力をもたない限り、およそ存在することも存続することもできないから、政治社会が存在するのは、ただ、その成員のすべてが、〔自然法を自ら執行する〕その自然の権力を放棄して、保護のために政治社会が樹立した法に訴えることを拒まれない限り、それを共同体の手に委ねる場合だけなのである。こうして、個々の成員の私的な裁きがすべて排除され、すべての当事者にとって公平で同一である一定の恒常的な規則によって、共同体が審判者となるのである。そして、共同体が、その規則を執行するために共同体から権威を授与された人々の手を通じて、権利問題をめぐってその社会の成員の間に生じる争いに決着をつけ、また、法が定めた刑罰に従って、社会に対してその成員が犯した犯罪を処罰するのである。」(392 頁)

ちなみにロックのいう自然法とは次の記述をみれば理解できると思われます。「このように、自然状態においては、すべての人間が殺人を犯す者を殺す権力をもつ。それは、一方で、権利侵害に伴ってすべての人間から与えられる処罰の実例を示すことで、他の者が償いのつかない同様の権利侵害を行うのを思いとどまらせるためである。また他方で、それは、神が人類に与えた共通の規則であり尺度である理性を捨て、ある一人の人間に不正な暴力や殺害を加えることによって全人類に対する戦争を宣言した犯罪者、それゆえ、人類がそれとの間では社会をなすことも身の安全を保つこともできない残忍な野獣であるライオンや虎のように殺してもかまわない犯罪者の企てから、人々を保護するためでもある。「およそ人の血を流すものは、人その血を流さん」という〔『創世記』第九章六節に述べられた〕偉大な自然法は、ここに基礎を置いている。」(304 頁)

つまりロックの場合、他人から受けた不利益に対して報復する権力(殺害も含

む)を、社会契約によって政治社会に譲渡し、刑罰を設けることで相互の安全を図り固有権を得たということです。

彼らは権利というものが社会契約に由来してできたと述べているわけで、こうした権利というものの理解は今日においてもあまり変わりません。平凡社の『哲学辞典』の項目を見ても「自然の権利」に由来するものとして記述されています。

しかし、これらは権利というものの由来を示してはいますが、実態としての権利については何も語ってはいません。つまり権利という概念が科学的に定義づけられたことはなかったわけです。そこでここに改めて「権利」というものの科学的な定義を行っておきたいと思います。

【定義】

権利とは、ある行為の主体が、その行為をなそうとする際に、他者から制約を受けない範囲である。

少し実例をもって解説しておきます。

例) 選挙権 選挙権は今日の日本においては18歳以上の日本国民に与えられています。ここで明確な範囲設定がされていることがお分かりでしょうか。つまり日本の政治家を選ぶ権利とは、投票という行為の主体が

①日本国民であること、

②18歳以上であること、

③居住地の選挙区の候補者にたいしてのみ投票できること

の三項目によって範囲が限られているのです。①は質的な、②は時間的な、③は空間的な範囲設定であるといえます。この3つの項目で区切られた範囲内で投票するという行為が自由にできる。このような範囲が投票権という「権利」の本質です。もう一つ例を示しましょう。

例) 耕作権 土地を利用して何かを栽培する行為についての権利を耕作権といいます。

あなたがある土地で花の栽培を思い立ったとします。さてその際にあなたは他人の土地を勝手に耕作することはできません。土地を利用する権利というものはその土地の持ち主が持っているものであって、他人のあなたがそれを勝手に耕作することはできないのです。ここではあなたが住宅地の中に一定の面積の土地を持っていると想定してみます。「持っている」という中身には「所有している」という場合もあれば「借り受けている(占有している)」という場合もあ

りますが、この場合話を単純にするために「所有している」という事にして話を先に進めます。さて何を栽培するかです。この土地はあなたの所有物なので何を作ろうがあなたの勝手ですが、例えばそれが大麻だったらどうでしょう。日本には大麻の栽培を取り締まる法律があって、許可を受けたものしか大麻の栽培はできません。したがってあなたは何を栽培するかという事について、一定の制約を受けていることになります。では法に触れなければよいのでしょうか？そこであなたがラフレシアの花を栽培してみようと考えたとしましょう。東南アジア原産のこの世界一巨大な花がここ日本で露地栽培できるかどうか疑問ですが、地球温暖化も進んできていることだし、仮にできるとしてみます。この花の特徴はとにかく大きいことと、その匂いがとても臭いことで知られています。なにしろ腐肉にたかる虫を受粉の助けに選んだような花なので、腐肉のような匂いがするといいます。近隣住民がこれを知ったら、生活環境が悪化するからやめて欲しいと言ってくるに違いありません。あなたは「自分の土地で何を栽培しようが自由だ！」と言って栽培を強行しようとしたとします。すると周辺住民は裁判所に栽培禁止の仮処分を申請するでしょう。おそらく裁判所は彼らの主張を認めてあなたに栽培禁止の命令を発することになります。ここで見たようにあなたが土地を耕作する権利は空間的(対象の土地)・時間的(所有または占有している期間)・質的(何を栽培するか)という三点について、一定の制約の中にあるわけです。この制約された範囲が権利なのです。

以上の事は私が改めて述べるまでもなく、今日の社会の常識に属する知識ではあります。ところでお気づきになったかもしれませんが、ここまでの論理はほぼすべて、政治制度に関する記述ばかりでした。中世の暗黒時代から近代市民社会への民主的な発展を支えてきたのだという評価を中心に紹介される議論がほとんどだったと言っていいと思います。つまりこれまで社会契約論は政治制度の問題として取り上げられることがほとんどだったのです。

では社会契約論は政治過程にしか影響を与えていないのでしょうか？実はこの問題を掘り下げると、今日の社会の負の側面についても観念論的社会契約論がその原因となっていることがわかってきます。次はこの点について見ていくことにしましょう。

□=====□

●====[時事批評]=====●

働き方改革法案が成立しました。

この法律はとてもまともな法律とは思えません。というのは労働力という商品の価値をあいまいにってしまうものだからです。

アダム・スミスが明らかにしたように、商品の価値はその生産に投入された労働力の量（具体的には労働時間）によって付与されます。しかしこれを労働時間ではなく成果でとなると、商品の価値そのものの根拠が失われることになります。ましてやその成果とは何かということになると、雇い主の判断ということになるわけでこれは資本主義の大原則からの逸脱ということになります。

自民党や公明党の主張だと、交渉力のある特定の労働者だからという言い訳をしているようですが、それは労働者が完全に自己の労働の成果の取得者である場合の話で、早い話がアウトソーシングのような場合にしか成立しないものです。自民党や公明党は資本主義を標榜する政党かと思っていましたが、どうやら封建主義あたりを標榜する政党だったのかも知れません。

●=====●

次回の発行は 8 月 1 日を予定しております。